

# 銀行等の保険の窓販の 解禁の最近の流れ

制度調査部  
堀内勇世

## 【要約】

- 銀行等の「保険の窓販」の全面解禁が、今年12月に予定通り行われるのかということが、話題に出ることがある。
- これは、全面解禁の時期については、モニタリングの結果によって、見直すとの条項が存在するからである。
- ここでは、平成13年以降の銀行等の「保険の窓販」の解禁の流れを簡単に示したい。

## 1. 銀行等の「保険の窓販」の解禁

- 保険募集を行う者については登録制とされており、登録拒否要件に該当しない限り保険募集人となることが認められているが、銀行等については、過去において保険募集をその業務とすることは認められていなかった。
- その後、規制緩和の流れの中で、銀行等に保険募集をその業務とすることが徐々に認められてきた。これがいわゆる銀行等の「保険の窓販」の解禁と呼ばれるものである。

## 2. 最近の解禁の流れ

- 最近の解禁の流れは、次の表の①～③である。（④については後掲の「3」参照）

①平成13年（2001年） 4月1日	住宅ローン関連信用生命保険・長期火災保険・債務返済支援保険、 海外旅行傷害保険
②平成14年（2002年） 10月1日	個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険
③平成17年（2005年） 12月22日	一時払終身保険、一時払養老保険、保険期間10年以下の平準払養老 保険（法人契約を除く。）、貯蓄性の生存保険、個人向け賠償保険 等、積立火災保険等、積立傷害保険
④平成19年（2007年） 12月22日 （予定）	定期保険、平準払終身保険、長期平準払養老保険、医療・介護保険、 自動車保険、団体火災保険等、事業関連保険、団体傷害保険、等 【いわゆる全面解禁】

（出所）金融庁の資料から作成

### 3. いわゆる全面解禁

- 銀行等の「保険の窓販」のいわゆる全面解禁が、今年、平成19年（2007年）12月22日に実現しようとしている。
- このことは、③平成17年（2005年）12月22日の解禁の際に決まっていたことである（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成17年内閣府令第84号）の附則参照）。
- ただし、その際に、銀行等による保険募集の実施状況等をモニタリングし、新たな弊害防止措置の実効性を確認して、全面解禁に移行するとされた。つまり、もし、モニタリングの結果、全面解禁の実施時期の見直しが必要となったら、実施時期の見直しを行うとしていた。
- そこで、金融庁や金融審議会で、現在、実施時期の見直しが必要か検討されている。
- 平成19年（2007年）9月19日の佐藤金融庁長官記者会見の概要には、「モニタリング結果に照らせば、基本的には内閣府令で定めている全面解禁期日の見直しの要件とされております『保険契約者等の保護のために必要な場合』、こういうケースには該当しないというふうに考えられるわけがあります。」との記述が存在する。

平成19年（2007年）9月19日の佐藤金融庁長官記者会見の概要（該当箇所引用）

問)	<p>保険の窓販の関係ですけれども、昨日金融審議会で議論がありましたけれども、これまで検討されてきた圧力販売などの弊害防止措置ということについては、これまでも議論をされてきたし、報告もあったかと思うのですけれども、保険の不払い問題を背景にして例えば、銀行と保険会社の責任分担とかを考えるべきではないか、という意見が一部出されていますけれども、こういった不払い問題を背景にしてまたいろいろ考えねばならないとするのか、あるいは、そういう問題はあまり関係ないので、あくまでその弊害防止措置というふうに限って検討を進めて最終判断されるのか、この辺りはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
答)	<p>若干、復習も含めて申し上げますと、本年12月22日からのいわゆる銀行における保険の窓販の全面解禁の実施に向けて、先行解禁を行った平成17年12月以降、銀行等による保険募集の実施状況と弊害防止措置の実効性等を検証することを目的として、モニタリングを行ってきたわけです。昨日、審議会第二部会に報告したモニタリング結果は、ご案内のとおり、例えば「一部の銀行員による事務疎漏を除いて、概ね銀行等において、遵守するための体制整備が行われたと考えられる。また、問題事例の発生状況に鑑みると、弊害防止措置は有効に機能していたものと考えられる」ということでございます。また、「当局検査における指摘事例や、不祥事の届出によって、一定程度の問題事例が発生していたということは認められるが、いずれもその後銀行等においても改善が図られている」ということでございます。また、「銀行等の保険募集に関して、行政処分を行った事例はなく、関連した訴訟提起も極めて少ない」ということでございます。したがって、モニタリング結果に照らせば、基本的には内閣府令で定めている全面解禁期日の見直しの要件とされております「保険契約者等の保護のために必要な場合」、こういうケースには該当しないというふうに考えられるわけであり、昨日の金融審議会で指摘のような意見が出たのは事実でございますけれども、金融庁としては、今後、関係者等からの意見も十分に聞くとともに、モニタリング結果等について関係者に十分丁寧に説明し、各方面の理解が得られるように努めていきたい、これが現在の私どもの立場でございます。</p>

(出所) 金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/common/conference/com/2007b/20070919.html>) より引用

○この発言からは、金融庁は、予定通り、今年12月22日に全面解禁する方針をとりつつあるのではないかと思われる。

○なお、平成19年(2007年)9月19日付の日経新聞でも、予定通り、今年12月22日に全面解禁する方針であると報道されている。ただし、「結論までに曲折をたどる可能性はある。」と記載されている。

## 4. 関連資料

### (1) 「①平成13年(2001年)4月1日」の解禁

○金融庁のホームページ

- ・保険商品の銀行等における窓口販売について  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/hoken/f-20001212-2.html>
- ・「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(案)等に対する意見募集について  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/hoken/f-20010206-3.html>
- ・「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(案)等に対するパブリックコメントの結果について  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/hoken/f-20010305-2.html>

### (2) 「②平成14年(2002年)10月1日」の解禁

○金融庁のホームページ

- ・「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)に対する意見募集について  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/13/hoken/f-20020621-3.html>
- ・「保険業法施行規則及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)等に対する意見募集の結果について  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/hoken/f-20020830-1.html>

### (3) 「③平成17年(2005年)12月22日」の解禁

○金融庁のホームページ

- ・「銀行等による保険販売規制の見直しについて」(金融審議会金融分科会第二部会報告、平成16年3月31日)  
⇒ [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20040331\\_d2sir\\_2.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai2/f-20040331_d2sir_2.pdf)
- ・保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等(案)の公表について  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/hoken/f-20050610-4.html>

- ・「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)に対する意見募集の結果について  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/hoken/f-20050707-2.html>
- ・銀行窓販に関する保険法令解釈事例集  
⇒ <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/f-20051128-1.html>

## (4) 「④平成19年(2007年)12月22日(予定)」の解禁

### ○金融庁のホームページ

- ・「金融審議会金融分科会第二部会(第39回)及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第36回)合同会合」の資料  
⇒ [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/dai2/siryou/20070918.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20070918.html)  
⇒ (注) 特に、以下の資料参照。
  - ▶ 資料3-1 銀行等の保険募集に関するモニタリング結果について(概要)
  - ▶ 資料3-2 銀行等の保険募集に関するモニタリング結果について
  - ▶ 資料3-3 参考資料(銀行等による保険募集関係)
  - ▶ 資料3-4 銀行等による保険販売規制の見直しについて(平成16年3月31日金融審議会金融分科会第二部会報告)